

懲罰特別委員会審査報告書

1 審査事件

吉田俊平議員の不適切発言に対する懲罰について

2 審査経過

前記事件を審査するため令和7年3月24日及び3月26日に当委員会を開いた。

(1) 出席した委員

森下 恒夫 横尾 正信 水田 文夫 西本 英輔 嵯峨山 博
湊本 稔 浅田 郁雄（議長 3/24、3/26）

(2) 欠席した委員

なし

(3) 説明のため出席した議員

吉田 俊平

(4) 説明のため出席した職員

なし

3 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

4 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第1号の公開の議場における戒告とする。

5 理由

懲罰すべきと決した理由については以下のとおりである。

(1) 懲罰対象とする事件の事実経過

委員会が確認した事実関係は以下のようである。

- ① 令和7年2月26日、議場において藤岡市長が議長の許可を受けて施政方針演説をしていた時のことである。

施政方針演説の草稿は約50分。演説開始から40分程経過した12時12分7秒。演説の残り時間は約10分たらずの時である。藤岡市長が「ひきこもりによる・・・」と演説している最中に、突如吉田議員が挙手をして

「昼休憩なので暫時休憩いただけませんか」（発言①）

と大きな声で発言をして市長の演説を中断させた。

- ② 議長が「いいえ、このまま続けます」と発言したが、演説を中断させられた市長が

「私が途中で議長とも相談して続けると言うてますのに、途中で中断されるのは、ちょっと失礼やと思いますが」

と吉田議員に抗議した。

- ③ 吉田議員は議長の指名を受けた後、この市長の抗議発言に対して

「議事進行の権限は議員にあると思っていましたけども、議事進行について発言することが失礼になるんでしょうか。」(発言②)

と反論し、逆に市長の発言に抗議した。

- ④ 議長が「議会は議長の責任ですので、全てこの議事進行であろうと。このまま続けさせていただきます。よろしいですか。」と吉田議員に通告するも吉田議員は、

「失礼かどうかと言われたんで、議事進行については議員が発言する…。」
(発言③)

と発言して、さらに反論・抗議の発言を続けようとした。

議長が吉田議員の発言を遮って「今、そうやって発言している時間ももったいないので、このまま続けさせていただきます。」「市長、続けてください。」と命じて市長が演説を再開した。市長の演説はその後10分足らずで終了し1時間の昼休み休憩に入った。

(2) 懲罰動議の提出

この事件を受けて3日目の2月28日、日下茂議員、松井道信議員及び藤本邦彦議員の3人の議員を提出者として、吉田議員の不適切発言に対する懲罰動議が提出された。内容は、吉田議員の発言は無礼にも市長の演説を中断・妨害するものであり、自治法と会議規則に違反している。

厳正な懲罰を求めるという趣旨であった。3月3日の本会議で可決され懲罰特別委員会に付託されることとなった。

(3) 吉田議員の弁明

吉田議員は3月3日に懲罰動議が提出された後、申し出によって弁明をした。発言、論旨が混乱していたのでまとめた。主な趣旨は以下のとおりである。

「朝来市議会では従来から12時を目処に昼休憩をとっていた。市長の発言が12時10分を過ぎても止まらないので、議事進行ということで手を挙げて発言した。

時間超過すると職員の休憩時間が確保されないので休憩動議をはかった。議事進行をはかり、議長に動議を出すという権限が議員にある。その権限を行使したまでである。私の発言は議事進行上の発言であり、不穏当発言や不適切発言には当たらず、懲罰対象となる発言ではない。」

(4) 本件審査に関連する法令等

本件審査に係る法令、例規は以下のとおりである。

① 地方自治法（以下「法」という。）

第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」

(第2項 略)

第135条 懲罰は左の通りとする。

- (1) 公開の議場における戒告
- (2) 公開の議場における陳謝
- (3) 一定期間の出席停止
- (4) 除名

(第2項及び第3項 略)

② 朝来市議会会議規則（以下「規則」という。）

(議事妨害の禁止)

第146条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(品位の尊重)

第144条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(第2項 略)

(5) 審査の経緯と結果

委員会では吉田議員の当該発言と発言がなされた状況を精査し、上記に示した関連する法令・規則と照らし合わせて慎重に審査した結果、以下の結論を得た。

なお、懲罰動議では法第132条、規則第144条への違反としているが、委員会での審査の結果、違反に関連する条項として規則第146条、第58条、第50条、第16条も含めて調査・検討の対象とした。

① 吉田議員の発言①は休憩動議の発議とは認められない。

委員会では吉田議員の冒頭の発言（発言①）が、休憩動議の発議に該当するかを審査した。

冒頭の発言の詳細は以下のとおりである。

市長	「・・・ひきこもりによる（発言中）・・・」
吉田議員	「昼休憩なので、暫時休憩いただけませんか」（発言①）
議長	「いいえ。このまま続けます」（議長発言①）

市長 「申し訳ございませんが、…途中で中断されるのは、ちょっと失礼やと思います。」

規則第16条（動議の提出に必要な賛成者の数）は以下のとおりである。

「動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。」

一般的に議員による議事進行上の動議は発言中も含めて、いつでも発議できるとされている。

したがって、市長の発言中の動議の発議も、たとえそれが発言者に失礼にあたるとしても議員の権限としては一応認められているものと解する。

しかし、吉田議員の発言①は「動議」であるとの発言もなく、議長も「いいえ、このまま続けます」（議長発言①）という発言にあるように動議の発議であるとの認識を示しておらず、当然そのような扱いもしていない。

吉田議員が「議長。休憩動議」と明確に発していれば議長も否応なく「動議の発議」として扱わなければならなかったし、その際賛成者がいれば動議として成立する。

しかし、吉田議員はこの議長指揮に対し「これは動議の発議である」との異議申し出もしていない。このことからすれば吉田議員が動議を発議した意識があったかどうかは疑わしい。むしろ賛成者を必要としない「議事進行上の発言」をした意識だったのではないかと考えられる。「議事進行上の動議を提出した」というのは、懲罰動議が出されたことへの後だしの理屈である可能性が高い。

委員会としては、この吉田議員の発言①は議長の指揮（議長発言①）のとおり動議の発議としては成立していないと評価する。

したがって、発言①は、結果としては不規則発言の類であるが、議員の発言を萎縮させないために、あえて懲罰の対象とはしない。

② 吉田議員の発言③は、規則第146条に違反すると認める。

次に、その後に続く発言についても審査した。吉田議員がその後の議長の再三の議事進行の指揮にもかかわらず、市長発言への反論と抗議を繰り返した発言は「議事の妨害となる言動」に該当する。

発言②は議長の指名に基づく発言であるので、内容はともかく形式上の問題は特にない。

しかし、発言③は、議長の議事進行の指揮に逆らい、議事進行を妨害した点で悪質な不規則発言と認める。

吉田議員は市長の抗議を受けた後、議長の許可を受けて発言した。

議長は、市長の抗議に対する謝罪を期待して発言許可をしたものと思われるが、吉田議員の発言は市長の抗議に対する反論と逆抗議であった。

「議事進行の権限は議員にあると思っていましたが、議事進行について発言することが失礼になるんでしょうか」（発言②）

この予期せぬ発言に驚いた議長は「議事進行の権限は議長にある。このまま続

行します」と指揮するも、吉田議員はこの議長指揮に逆らい、さらに発言を続けた。

「失礼かどうかと言われたんで、議事進行については議員が発言する…。」
(発言③)

特にこの「発言③」は議長の議事進行の指揮に逆らい、市長への反論・逆抗議を続行しようとしたものであり議事進行を妨害した。

議長はこの発言に対し、とうとう強制的に発言を制止した上で

「時間がもったいない。市長、続けてください」と市長に命じ演説を再開した。

委員会としては、この不規則発言（発言③）は議場の秩序を乱し議事を遅延させ妨害した発言にあたり、規則第146条に違反することを認める。

③ 同じく発言③は、規則第50条及び第144条に違反していることを認める。

発言③は、まず規則第50条に違反する議長の許可なき発言である。

さらに、吉田議員のこの言動は規則第146条に抵触するだけでなく、議員として議会の品位を著しく貶めるものであり、規則第144条にいう「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」という規定にも違反する。

吉田議員は「議員には議事進行の権限がある。その権限を行使してどこが失礼か」と市長に反論した。しかしその「権限」なるものを行使した結果、市長の演説を中断させたのである。心血を注いだ演説の最後の部分に集中していた市長の集中力を削ぎ、中断させたのである。市長が「あまりに失礼ではないか」と思い抗議したのも理解できることである。議場の秩序の中では通常あり得ないタイミングでの礼を失した発言であると言える。

自分の行為が引き起こした、市長に対するこの「失礼な」結果に全く配慮が働いていないことを示しているこの反論は、議員として著しく品位に欠けた言動であると言え、朝来市議会の品位をも相当に傷つけるものである。

④ 同じく発言③は、法第132条に違反していることを認める。

法第132条は議場における「無礼の言葉」の使用を禁じている。

吉田議員の発言は市長から「失礼ではないか」という抗議を受けた。

委員会としても調査の結果、市長の抗議は当然であり誠に失礼な言動であったと評価した。この点で議長の指揮に逆らってなされたこの発言③は、法第132条が禁じる無礼な言葉の使用に該当し、法第132条に違反すると認める。

⑤ 吉田議員の弁明について

吉田議員は、3月3日の懲罰動議の採決に際して弁明をしているので、関連して若干補足する。なお、3月24日の懲罰特別委員会においても弁明したが、趣旨は同じであった。

吉田議員は、主に次のように弁明している。

弁明の要点は「朝来市議会では本会議や委員会で12時を目処に休憩をとっていたので議事進行ということで休憩動議の発言した。」というものである。

朝来市の本会議や委員会では状況によってはしばしば昼12時を過ぎて半近く

まで会議が継続されることがある。この判断は議長、委員長の権限である。

今回12時10分を過ぎても市長の演説は継続されていた。これは議長の指揮であり、演説は後10分足らずで終了することは、議場にいた大半の者が認識していたことであった。12時20分ごろ終了し休憩に入ったとしても、午後はその分遅れて再開されることは、過去の慣例上全員の常識である。休憩時間が短縮されるということはない。したがって12時12分7秒時点で市長が演説を続けていることに、議事進行上何の問題もなかった。また、議場にいた者で問題を感じた者も恐らくいない。この時間に市長の発言を中断させてまで動議の発議又は「議事進行上の発言」をする緊急的な必然性はなく、発言の合理的な理由に欠けると評価する。12時12分に休憩に入った場合と12時20分に休憩に入った場合と、何がどう違いがあるというのか。理解に苦しむところである。

- ⑥ 委員会は以上の審査に基づき吉田議員の当該発言に対して、冒頭の報告にあるとおり賛成多数で懲罰を科すことを決定した。

また、懲罰の種類については賛成多数で「公開の議場における戒告」が妥当であるとの決定を得た。

戒告文については、賛成多数により次のとおり決定した。

「戒告文。吉田俊平議員は、2月26日の会議における藤岡市長の令和7年度施政方針の表明中において、議長の制止を振り切り、不適切な言辞を用い、議会の秩序を乱し品位を汚したことは、秩序を守るべき議員の職責に鑑みて、誠に遺憾である。よって、地方自治法第135条第1項第1号及び朝来市議会会議規則第155条の規定により、戒告する。」

これを教訓として、吉田議員は議会の品位を貶め周囲に迷惑をかけるこうした不祥事を2度と引き起こさないように議員として深く反省すべきである。

- ⑦ まとめ

以上が、本件の審査を付託された委員会の審査結果の概要である。

本会議での市長の令和7年度の施政方針演説の極く終盤において、残り約10分足らずのところ吉田議員が突然、議長の許可もなく不規則発言をして市長の演説を中断・妨害した。市長は「施政方針演説を中断させるとはあまりにも失礼ではないか」と吉田議員に抗議した。吉田議員は「議員には議事進行の権限がある。どこが失礼か」と市長に反論し、逆に抗議をした。

特に、議長の発言制止の指揮に従わず、市長への反論と抗議を続け秩序を乱し議事進行を混乱させたことは許されることではない。

懲罰特別委員会では、慎重な審査の結果、吉田議員の発言①は、規則第16条に基づく動議の発議ではないと結論した。また、発言③は議長の指揮に逆らった悪質な不規則発言であるとした。そして、特に議事進行を妨害した不適切な発言③に対する懲罰は不可避であると結論した。

以上、本委員会の審査結果に基づいて吉田俊平議員に適正な懲罰が科されることを要請して委員会の報告とする。

以上、朝来市議会会議規則第103条の規定により報告します。

令和7年3月26日

議長 浅田 郁雄 様

懲罰特別委員会

委員長 森下 恒夫

添付資料

- | | | |
|------------|-----------|------|
| (1) 本会議会議録 | 令和7年2月26日 | 当該発言 |
| | 令和7年3月3日 | 当該発言 |
| (2) 懲罰動議 | | |

令和7年 第23回（定例）朝 来 市 議 会 会 議 録（第1日）【抜粋】

令和7年2月26日（水曜日）

（略）

日程第10 令和7年度施政方針について

○議長（浅田 郁雄君） 次に、日程第10、令和7年度施政方針についてを議題とします。

市長に説明を求めます。

藤岡市長。

○市長（藤岡 勇君）

（略）

現在の費用弁償費6万200円に1万2,000円（市独自）を上乗せ支給し、民生・児童協力委員にも費用弁償費6,000円を新たに支給いたします。

ひきこもりによる……（「昼休憩なので暫時休憩いただけませんか」「いいえ、このまま続けます」と呼ぶ者あり）申し訳ございませんが、私が途中で議長とも相談して続けると言うてますのに、途中で中断されるのは、ちょっと失礼やと思いますが。

○議長（浅田 郁雄君） 吉田議員。

○議員（7番 吉田 俊平君） 議事進行の権限は議員にあると思っていましたけども、議事進行について発言することが失礼になるのでしょうか。

○議長（浅田 郁雄君） すみません。議会は議長の責任ですので、全てこの議事進行であろうと、このまま続けさせていただきます。よろしいですか。

○議員（7番 吉田 俊平君） 失礼かどうかと言われたんで、議事進行については議員が発言する……。

○議長（浅田 郁雄君） すみません。今、そうやって発言している時間ももったいないので、このまま続けさせていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅田 郁雄君） 市長、続けてください。

○市長（藤岡 勇君） ひきこもりによる地域社会からの孤立や長期化、高齢化に伴う親亡き後の生活困窮等が社会問題となる中で、

（略）

○議長（浅田 郁雄君） 以上で、令和7年度施政方針についての説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は1時25分とします。

午後0時24分休憩

（略）

令和7年 第23回（定例）朝来市議会会議録（第2日）【抜粋】

令和7年3月3日（月曜日）

（略）

○議長（浅田 郁雄君） 次に、日程第34、吉田俊平議員に対する懲罰の件を議題とします。

（略）

○議長（浅田 郁雄君） 説明は終わりました。

吉田俊平議員から、本件につき発言の申出がありますので、お諮りします。

吉田俊平議員からの申出のとおり、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（略）

〔7番 吉田俊平議員入場〕

○議長（浅田 郁雄君） 吉田議員の発言を許可します。

吉田議員。

○議員（7番 吉田 俊平君） それでは、議長の発言の許可がありましたので、私のほうから意見を述べさせていただきます。

まず、経緯についてお話をいたしますと、昨日ですかね、施政方針演説がありまして、施政方針の説明がございました。これは市民の方も見ていらっしゃるんで聞いていただきたいんですが、私の記憶では、11時半ぐらいに市長の施政方針が始まりました。そして、12時になりましたが、その時点でまだ残り数ページ残している。たしか、項目でいうと7番までであったと思いますけども、その4番の途中だったろうと思います。それが、12時10分ぐらいになりまして、これは止まらないと。12時になりますと一般的に昼休憩を行うということで、職員の休憩時間に入ります。従来、朝来市議会の委員会・本会議では、12時ぴったりではございませんが12時を目途に休憩を取っていたということから、議事進行ということで手を挙げまして発言をいたしました。これが経緯であります。

したがって、まずは休憩、12時超えた部分のこれは12時10分ぐらいだと思いますけど、この12時を超えた段階、10分を越えた段階で、これは5分や1分や2分や3では終わらないと。実際に終わったのは12時25分だったと記憶しております。したがって、その後も15分は続いておりました。これ20分だったかもしれません。こういう要は時間超過が行われている中で、職員の休憩時間が確保されていないということから休憩動議を図ったものであります。これが経緯であります。

それから、先ほど報告にもありましたが、動議は成立しましたと、これ動議というのは休憩動議としては認めて諮ったと。一応、賛成者はいなかったというような御説明でありました。つまり、私の発言は議事進行の範囲だということを認めたという御説明でありました。議事進行の発言

であるならば、これは不穏当発言や不適切発言ではございません。あくまでも、議事進行上の発言であったということです、それを諮った際に賛成者がいなかったというだけにすぎません。これが2点目。

そして、先ほど日下議員のほうから、議事進行の権限は議長にあるとこのような御説明がありました。確かに、議事進行の権限は議長にございます。私はそこには異論がございません。しかしながら、私が言っている議事進行というのは、議事進行の動議を図る権限が議員にあると。これは休憩動議であったり、議事が中断した場合、もしくは議事が混乱した場合、こういったことに議事進行ということで、議長に動議を出すという権限が議員に属しているということを述べているにすぎません。

したがって、職員の12時を超えた、休憩を取らせない、まあ取らせないというのは不適切なので撤回しますが、職員の休憩時間が遅れると。また、進行の議事進行の発言は成立している。そして、議事進行の権限は議長に属しているけども、議事進行を求める発言については議員側にありますので、これは私は何ら懲罰動議に値するものではないと思います。ですから、皆さんの御判断を賢明な御判断を仰ぎたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（浅田 郁雄君） 吉田議員の発言は終わりましたので、退場を求めます。

（略）

朝来市議会議長 浅田郁雄 様

吉田議員の不適切発言に対する懲罰動議

令和7年2月26日の3月議会本会議中に吉田議員による不適切発言があり、市長の施政方針演説が妨害されました。

藤岡市長の令和7年度施政方針の演説中、演説が終盤に入り、12時を10分過ぎたあたりで吉田議員が「議長！昼休憩。暫時休憩いただけませんか。」と休憩動議らしき発言をして（動議であれば賛成者なく不成立）、市長の演説を中断させた。

市長は「議長とも相談して最後まで続けるとしていますのに、途中で中断されるのはちょっと失礼やと思います」と抗議した。

すると吉田議員はさらに「議事進行の権限は議員にあると思っていましたが、議事進行について発言することが失礼になるのでしょうか」と反論した。

議長が「議長の権限で続行する。よろしいか」と念押しするも、またもや「失礼かどうかと言われたんで、議事進行については議員が発言する権限・・・」とさらに発言して妨害を続けようとした。議長が吉田議員の発言を遮り「議事続行」を告げ、市長に演説の継続を命じた。

しかし吉田議員は市長の所信表明の演説が終わり休憩に入った後、直ちに市長の席へ行き「私の発言に失礼ではないでしょう。議員には議事進行について発言権がある。午前の会議は12時までと決まっている」などと抗議して市長との間で論争となり、議会事務局長や他の議員も巻き込んで一時騒然とした。

吉田議員の最初の発言は、休憩動議と取れるが、賛成者がなく不成立であった。しかしこの明らかに不適切なタイミングでの動議によって市長の新年度施政方針演説をその終盤の佳境で中断させたことは、市長に対して極めて失礼で不適切な発言であり、自治法132条にいう「無礼な発言」にあたる。また会議規則144条にいう「品位の保持」違反である。また市長が「発言中に失礼でしょう」と抗議したことに対し、「議員が議事進行について発言することが失礼になるのか」と反論し、さらに休憩後市長に詰め寄り「議員は議事進行について発言権がある」と市長の発言を撤回謝罪させようとした行為は議員の品位の保持から見て問題のある行為である。確かに議員には議事進行上の動議を提出する権利はある。しかし動議の提出は議事進行上も、適切なタイミングでなくてはならない。今回の吉田議員の動議提出のタイミングは最悪であり、市長が新年度施政方針を情熱的に集中して演説し、その最後の仕上げの段階に差し掛かったところでの突然の「お昼の休憩」発言である。市長から演説妨害だと見做され「失礼だ」と抗議されるのもやむを得ない。

以上からこの吉田議員の発言は、地方自治法132条の「無礼な発言」にあたり、また市議会会議規則144条にいう「品位の保持」に欠ける発言であり、議会秩序を乱すものである。よって本発言が懲罰の対象に当たると判断して本動議を提出するものである。

令和7年2月28日

発議者

日下 茂
松井 道信
藤本 邦彦

